

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱

制 定 平成21年4月1日
岡山県告示第243号
最終改正 令和8年9月29日

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等が必要とする資金の融通を円滑にして、その経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合をいう。
- (2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項第1号及び第2号に規定する会社及び個人並びに同項第4号に規定する企業組合をいう。
- (3) 組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会、同項第7号に規定する協業組合及び同項第8号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条の生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条の酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条の内航海運組合をいう。
- (4) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (5) 金融機関 知事の指定する取扱金融機関をいう。
- (6) 支援センター 公益財団法人岡山県産業振興財団（岡山県中小企業支援センター）をいう。
- (7) 産業振興財団 公益財団法人岡山県産業振興財団をいう。
- (8) 認定支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。
- (9) 小口零細企業保証 小口零細企業保証制度要綱（平成19.08.13中庁第1号）に基づく信用保証制度をいう。
- (10) 創業関連保証 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証をいう。
- (11) 流動資産担保融資保証 流動資産担保融資保証制度要綱（平成13.12.14中庁第3号）に基づく信用保証制度をいう。

- (12)先端設備等導入関連保証 中小企業等経営強化法第54条第1項に規定する先端設備等導入関連保証をいう。
- (13)事業承継特別保証 事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号）に基づく信用保証制度をいう。
- (14)危機関連保証 信用保険法第15条に規定する危機関連保証をいう。
- (15)事業継続力強化等関連保証 中小企業等経営強化法第60条第1項に規定する事業継続力強化関連保証又は同法第61条第1項に規定する連携事業継続力強化関連保証をいう。
- (16)事業再生計画実施関連保証 事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114中庁第2号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (17)事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型） 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱（20250120中庁第12号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (18)スタートアップ創出促進保証 スタートアップ創出促進保証制度要綱（20230130中庁第3号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (19)事業者選択型経営者保証非提供制度 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に基づき全国的に統一して設けられた制度をいう。
- (20)協調支援型特別保証 協調支援型特別保証制度要綱（20250115中庁第14号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。
- (21)モニタリング強化型特別保証 モニタリング強化型特別保証制度要綱（20260119中庁第1号）に基づき全国的に統一して設けられた信用保証制度をいう。

（資金の種類）

第3条 この要綱に定める資金の種類は、別表のとおりとする。

（融資を受ける者の資格）

第4条 融資を受ける資格を有する者は、別表各号に掲げる資金の種類ごとに、それぞれ同表の融資の対象者の欄に掲げる要件に該当するもので、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、保証協会の保証対象事業を営んでいること。（別表第1号及び第7号に掲げる資金を除く。）
- (2) 県税を滞納していないこと。
- (3) 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
- (5) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証融資の償還が適正になされていること。
- (6) 融資を受ける者（法人にあつては、役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

- ロ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ハ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (7) 別表第1号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、次に掲げる要件の全てに該当すること。
- イ 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を受けること。
 - ロ 産業競争力強化法第2条第32項第1号又は第3号に掲げる創業者である場合にあつては、県内に主たる住所を有し、かつ、県内に主たる事業所を設置する計画があること。
 - ハ 中小企業等経営強化法第2条第3項に規定する新規中小企業者又は産業競争力強化法第2条第32項第2号、第4号（同法第129条第2項の規定により同号に掲げる創業者とみなされる者を含む。）、第5号若しくは第6号に掲げる創業者である場合にあつては、県内に主たる事業所を有し、保証協会の保証対象事業を営んでいること（同法第2条第32項第5号に掲げる創業者である場合にあつては、当該創業者が新たに設立する中小企業者である会社を含む。）。
 - ニ 許可、認可、登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合には、融資の実行までに、当該許可等を取得することが確実であること。
- (8) 別表第4号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）にあつては、流動資産担保融資保証を受けること。
- (9) 別表第5号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める要件に該当すること。
- イ 許可、認可、登録等を必要とする業種を新たに営もうとする場合 金融機関による融資の実行（融資が保証協会の保証付きの場合は、保証協会による保証の承諾）までに、当該許可等を取得していること。
 - ロ 別表第5号の融資の対象者の欄3に該当する場合 先端設備等導入関連保証を受けること。
- (10) 別表第7号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）にあつては、事業承継特別保証を受けること。
- (11) 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者が、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める要件に該当すること。
- イ 別表第9号の融資の対象者の欄1に該当する場合 危機関連保証を受けること。
 - ロ 別表第9号の融資の対象者の欄6に該当する場合 事業継続力強化等関連保証を受けること。
- (12) 別表第10号に掲げる資金の融資を受けようとする者のうち事業再生計画実施関連保証を利用しようとするものにあつては、事業再生計画実施関連保証を受けること。
- (13) 別表第13号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を受けること。
- (14) 別表第14号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、協調支援型特別保証を受けること。
- (15) 別表第15号に掲げる資金の融資を受けようとする者にあつては、モニタリング強化

型特別保証を受けること。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、別表のとおりとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、別表第9号の融資の対象者の欄1から3に該当する者の融資の条件を別に定めることができる。

（認定等）

第6条 別表に定める融資の条件により、知事の認定等を受けなければならない資金の融資を受けようとする者は、あらかじめ別に定めるところにより認定等を受けなければならない。

2 別表第5号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）は、あらかじめ、中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画を作成し、同項に規定する特定市町村の認定を受けなければならない。

3 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）は、あらかじめ、信用保険法第2条第6項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

4 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄6に該当する者に限る。）は、あらかじめ、中小企業等経営強化法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画を作成し、同項に規定する経済産業大臣の認定を受け、又は同法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画を作成し、同項に規定する経済産業大臣の認定を受けなければならない。

5 別表第10号に掲げる資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる計画のいずれかを策定するとともに、第3号に掲げる計画を策定する場合にあっては、当該計画について事業再生資金審査会の審査を受けなければならない。

（1）産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画

（2）産業振興財団が実施する岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定された経営改善計画

（3）岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所若しくは岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画

6 別表第9号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）及び同表第11号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）は、信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当することにつき、あらかじめ同項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

（経費の補助）

第7条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の一部を保証協会又は金融機関に補助するものとする。

（融資の申込方法等）

第8条 この要綱による融資は、金融機関が定める融資申込書又は保証協会が定める信用

保証申込書に、知事の認定書（知事の認定を受けなければならない場合に限る。）、市町村長の認定書（別表第5号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）、同表第9号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄1又は2に該当する者に限る。）及び同表第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄1に該当する者に限る。）に係るものに限る。）、産業振興財団の推薦書（同表第5号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）及び同表第8号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）に係るものに限る。）、知事が別に定める申告書（同表第9号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄3に該当する者に限る。）、同表第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2から4までに該当する者に限る。）及び同表第14号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）に係るものに限る。）、経済産業大臣の認定書（同表第9号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄6に該当する者に限る。））及び金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、金融機関又は保証協会へ申し込むものとする。

（融資を受けた者の遵守事項）

第9条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

（調査）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資について調査することができる。

（報告）

第11条 金融機関又は保証協会は、融資及び回収又は保証の実績について別に定める様式により毎月知事に報告しなければならない。

2 産業振興財団は、別表第5号に掲げる資金の融資の対象者の欄2及び同表第8号に掲げる資金の融資の対象者の欄3に係る推薦の実績について別に定める様式により毎月10日までに知事に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年岡山県告示第516号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年岡山県告示第592号）

この告示は、平成21年11月2日から施行する。

附 則（平成22年岡山県告示第317号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年岡山県告示第805号）

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年岡山県告示第240号）

この告示は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成23年岡山県告示第241号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年岡山県告示第308号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年岡山県告示第278号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成24年3月30日までに保証協会が保証申込みを受け付けたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成24年岡山県告示第663号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けている資金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年岡山県告示第9号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第152号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成25年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成25年岡山県告示第464号）

この告示は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第486号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年岡山県告示第55号）

この告示は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年岡山県告示第172号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第153号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第446号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第168号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第321号）

この告示は、平成28年 5 月27日から施行する。

附 則（平成28年岡山県告示第393号）

この告示は、平成28年 7 月 8 日から施行する。

附 則（平成29年岡山県告示第151号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成29年 3 月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成30年岡山県告示第168号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（平成30年 3 月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けたものを含む。）については、なお従前の例による。

附 則（平成30年岡山県告示第441号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条第 2 項の規定は、平成30年 8 月 1 日以後に岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき岡山県信用保証協会が保証の承諾をした融資について適用する。

附 則（平成31年岡山県告示第136号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年岡山県告示第86号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（この告示の公布の日の前日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年岡山県告示第144号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資している資金（令和 2 年 3 月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金を含む。）については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年岡山県告示第299号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄4に該当するものに限る。）であって、令和3年3月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年岡山県告示第460号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の別表第1号の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和4年岡山県告示第118号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和4年岡山県告示第218号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年3月31日以前に策定された岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画については、岡山県中小企業活性化協議会事業に基づくものとみなす。
- 3 令和4年3月31日以前に岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画については、岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定されたものとみなす。

附 則（令和4年岡山県告示第225号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和4年岡山県告示第303号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 4 年岡山県告示第412号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年10月 1 日から施行する。
（適用）
- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 5 年岡山県告示第101号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 3 月15日から施行する。
（適用）
- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 5 年岡山県告示第118号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄 4 に該当するものに限る。）であって、令和 5 年 3 月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年岡山県告示第71号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 3 月15日から施行する。
（適用）
- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 6 年岡山県告示第296号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第 9 号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄 7 に該当するものに限る。）であって、令和 6 年 6 月30日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年岡山県告示第408号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年岡山県告示第104号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第13号に掲げる資金であって、令和 7 年 3 月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年岡山県告示第443号）

この告示は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年岡山県告示第461号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 8 年岡山県告示第125号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第11号、第13号及び第14号に掲げる資金であって、令和 8 年 3 月31日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年岡山県告示第240号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

（適用）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 8 年岡山県告示第348号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び別表第 1 号の改正規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第29号）の施行の日から施行する。

（適用）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の

施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

附 則（令和 8 年岡山県告示第402号）

1 この告示は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第11号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄 4 に該当するものに限る。）であって、令和 8 年 9 月30日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。ただし、この公示の施行の日以降に融資された資金に係る融資利率は年2.10%以内とする。

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表

別表（第3条―第6条，第8条，第11条関係）

番 号	資金の種類	融資の対象者	融 資 条 件							
			資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置期間）	償還方法	融資利率	保証料	担保及び保証人	信用保証
1	新規創業資金	次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人であつて，1月以内（産業競争力強化法第2条第32項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。））による支援を受けた者は，6月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 2 事業を営んでいない個人であつて，2月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は，6月以内）に新たに会社を設立し，当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 3 中小企業者である会社であつて，自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ，新たに中小企業者である会社を設立し，当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人であつて，当該事業を開始した日前に事業を営んでいない者 5 設立の日から5年を経過していない会社であつて，当該設立の日前に事業を営んでいない個人により設立された者 6 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ，新たに設立した中小企業者である会社であつて，当該設立の日から5年を経過していない者 7 4に該当する者であつて，新たに中小企業者である会社を設立したものの（以下「会社設立創業者」という。）が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて，当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過してい	事業に必要な運転資金（建物及び設備資金）と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）	3,500万円	10年以内（2年以内。ただし，融資の対象者が8つである場合，1年以内，8つあってスタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件を満たす場合にあっては3年以内。）	原則として月賦償還	年2.00％以内	年0.70％ ただし，無融資の対 象者が8 である場 合の保証 料につい ては，保 証協会所 定の料率 とする。	無担保，無かつ，無保証人とする。 ただし，融資の対 象者が3 又は5か ら7まで のいずれ かである 場合の保 証人につ いては， 保証協会 の定める ところによ	保証付き

										協会の定めるところによる。	
11	経済変動対策資金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 次のいずれかに該当する者 (1) 最近3月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の平均売上高等に比して5%以上減少している者 (2) 最近3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して5%以上減少している者	(1) 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同上	10年以内（2年以内）	同上	同上	同上	付表1のとおり ただし、融資の対象者が1である場合は、年0.80%	金融機関又は協会の定めるところによる。	同上
12	経営安定資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を来している者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	(1) 経営の安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同上	同上	同上	同上	同上	付表1のとおり	同上	同上
13	おやかやま中小企業再生支援資金	事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）の対象となる者	(1) 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金	同上	15年以内（3年以内）	同上	同上	年1.15%以内。ただし、融資の実行の日から3年間は、年0.30%以内	年0.40%	同上	保証付き
14	協調支援型特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 協調支援型特別保証の対象となる者 2 1に該当する者であって、米国の関税措置（アメリカ合衆国が実施した関税に係る措置をいう。）の影響を受け、又は受けることが見込まれる者	(1) 事業経営に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金の返済資金（融資の対象者が2である者）	同上	10年以内（運転資金にあっては1年以内、設備資金及び運転設備資金にあっては3年以内）	同上	融資の対象者が1である場合は、年2.45%以内 融資の対象者が2	付表5のとおり	同上	同上	同上

	る者	場合を除く。）				である場 合は、年 2.05%以 内			
15	モニタリング強化型特別資金	モニタリング強化型特別保証の対象となる者	同 上	同 上	同 上	年2.45%以内	同 上	同 上	同 上

備考

- この表中の融資利率は、第13号に掲げる資金を除き、全て変動金利とする。
- この表中の保証料は、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、所定の料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
- 第14号に掲げる資金の融資条件は、保証付き融資に限る。

付表 1

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

(単位：％)

備考 平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、この表の料率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出することができない場合に該当する者についてはこの表の区分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の料率とする。

付表 2

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象外の料率	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

(単位：％)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。

付表 3

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。(単位：％)

付表 4

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度 対象の料率	0.80	0.70	0.59	0.49	0.42	0.41	0.40	0.30	0.20

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。(単位：％)

付表 5

	区分								
協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30
協調支援型特別保証の申込人資格要件（1）に該当し、保証協会への保証申込日が令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
協調支援型特別保証の申込人資格要件（2）に該当する場合	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
モニタリング強化型特別保証の申込人資格要件に該当する場合	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

(単位：％)

備考 付表 1 の備考の規定は、この表について準用する。